

佐久市地域防災計画

令和 6 年度修正（案）

（令和 7 年 1 月）

新旧対照表

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新							旧							備考欄
第1編 総則 第4節 佐久市の概要							第1編 総則 第4節 佐久市の概要							P8、9 気象庁 最新の情報に更新
1 自然的条件							1 自然的条件							
(3) 気象							(3) 気象							
年次／項 目	気温 (℃)					日照時間 (h)	年次／項 目	気温 (℃)					日照時間 (h)	
	平均	最高	起日	最低	起日			平均	最高	起日	最低	起日		
平成 23 年	10.6	36.0	8/10	-13.9	1/17	2,248.8	平成 23 年	10.6	36.0	8/10	-13.9	1/17	2,248.8	
平成 24 年	10.5	35.3	7/28	-15.7	2/3	2,225.4	平成 24 年	10.5	35.3	7/28	-15.7	2/3	2,225.4	
平成 25 年	11.1	36.3	8/9	-15.2	2/17	2,382.4	平成 25 年	11.1	36.3	8/9	-15.2	2/17	2,382.4	
平成 26 年	10.5	35.1	8/22	-13.2	2/22	2,234.5	平成 26 年	10.5	35.1	8/22	-13.2	2/22	2,234.5	
平成 27 年	11.5	36.5	7/26	-11.6	1/18	2,105.2	平成 27 年	11.5	36.5	7/26	-11.6	1/18	2,105.2	
平成 28 年	11.7	34.3	8/6	-15.5	1/25	2,208.8	平成 28 年	11.7	34.3	8/6	-15.5	1/25	2,208.8	
平成 29 年	10.8	34.4	8/24	-13.2	1/25	2,297.5	平成 29 年	10.8	34.4	8/24	-13.2	1/25	2,297.5	
平成 30 年	11.9	36.7	7/15	-13.4	1/27	2,410.0	平成 30 年	11.9	36.7	7/15	-13.4	1/27	2,410.0	
平成 31 年 ／令和元 年	11.6	36.2	8/6	-12.1	1/10	2,239.3	平成 31 年 ／令和元 年	11.6	36.2	8/6	-12.1	1/10	2,239.3	
令和 2 年	11.8	36.7	8/20	-11.6	2/7	2,214.5	令和 2 年	11.8	36.7	8/20	-11.6	2/7	2,214.5	
令和 3 年	11.8	35.7	8/4	-11.9	1/10	1,931.9	令和 3 年	11.8	35.7	8/4	-11.9	1/10	1,931.9	
令和 4 年	11.5	37.1	6/29	-13.0	1/2	2,289.0	令和 4 年	11.5	37.1	6/29	-13.0	1/2	2,289.0	
令和 5 年	12.7	36.2	7/29	-15.8	1/26	2,543.1	令和 5 年	12.7	36.2	7/29	-15.8	1/26	2,543.1	
令和 6 年	12.9	37.5	7/23	-10.9	1/12	2,244.9								
(資料：気象庁 HP)														

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則編）

新									旧									備考欄
年次 ／ 項目	降 水 量 (mm)			風 (m／s)			雪 (cm)		年次 ／ 項目	降 水 量 (mm)			風 (m／s)			雪 (cm)		P8、9 気象庁より最新の情報を追加
	合計	日最大値	起日	平均風速	最大風速	起日	最深積雪	起日		合計	日最大値	起日	平均風速	最大風速	起日	最深積雪	起日	
平成23年	930.5	62.5	5/29	1.4	7.7	9/21	31	2/15	平成23年	930.5	62.5	5/29	1.4	7.7	9/21	31	2/15	
平成24年	836.0	48.5	9/30	1.4	8.2	4/3	26	3/5	平成24年	836.0	48.5	9/30	1.4	8.2	4/3	26	3/5	
平成25年	934.5	130.0	9/16	1.5	7.9	9/16	27	2/15	平成25年	934.5	130.0	9/16	1.5	7.9	9/16	27	2/15	
平成26年	911.5	60.0	10/5	1.4	8.2	12/1	99	2/15	平成26年	911.5	60.0	10/5	1.4	8.2	12/1	99	2/15	
平成27年	835.5	38.5	9/9	1.4	8.0	12/4	34	2/18	平成27年	835.5	38.5	9/9	1.4	8.0	12/4	34	2/18	
平成28年	971.0	47.5	8/30	1.3	9.1	4/17	51	2/20	平成28年	971.0	47.5	8/30	1.3	9.1	4/17	51	2/20	
平成29年	799.0	85.0	10/22	1.4	9.4	10/23	37	1/27	平成29年	799.0	85.0	10/22	1.4	9.4	10/23	37	1/27	
平成30年	858.0	43.5	7/28	1.2	7.6	1/9	16	3/22	平成30年	858.0	43.5	7/28	1.2	7.6	1/9	16	3/22	
平成31年 ／ 令和元年	1203.5	303.5	10/12	1.2	8.0	12/14	21	12/23	平成31年 ／ 令和元年	1203.5	303.5	10/12	1.2	8.0	12/14	21	12/23	
令和2年	1017.0	51.0	6/13	1.2	7.2	3/21	28	3/29	令和2年	1017.0	51.0	6/13	1.2	7.2	3/21	28	3/29	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第 1 編 総則編）

新									旧									備考欄
令和 3 年	993.0	122.5	8/14	1.3	8.7	1/7	19	1/24	令和 3 年	993.0	122.5	8/14	1.3	8.7	1/7	19	1/24	(資料：気象庁 HP) ※降水量、風については【佐久】の観測地点、雪については「軽井沢」の観測地点の値
令和 4 年	941.5	50.5	9/23	1.2	8.3	3/15	32	2/20	令和 4 年	941.5	50.5	9/23	1.2	8.3	3/15	32	2/20	
令和 5 年	778.0	71.0	6/2	1.2	8.2	11/24	19	2/10	令和 5 年	778.0	71.0	6/2	1.2	8.2	11/24	19	2/10	
<u>令和 6 年</u>	<u>996.5</u>	<u>66.5</u>	<u>11/2</u>	<u>1.2</u>	<u>7.9</u>	<u>3/31</u>	<u>29</u>	<u>3/1</u>										
(資料：気象庁 HP) ※降水量、風については【佐久】の観測地点、雪については「軽井沢」の観測地点の値																		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 エ 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法など</u>の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 オ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送<u>道</u>路など防災上重要な経路を構成する道路について、市が維持の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における、無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 <u>カ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u> <u>キ</u> 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。	第2章 災害予防計画 第1節 風水害に強いまちづくり 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 エ 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。 オ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>(新設)</u> <u>カ</u> 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。	P72 国の防災基本計画、県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第6節 救助・救急・医療・保健衛生計画 7 遺体対応 (2) <u>被災時、必要に応じ、被害の状況などを含め、使用できる</u>公共施設などを遺体安置所として<u>定める</u>。	第6節 救助・救急・医療・保健衛生計画 7 遺体対応 (2) 公共施設などを遺体安置所として<u>事前に定めておく</u>。	P86 実態に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第 2 編 風水害編）

新	旧	備考欄
第 8 節 水防活動計画 4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難誘導訓練等の実施 【第 6 編資料編】資料 1－10 に示す浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をすること。 なお、県の指定する河川（千曲川及び湯川）は、実施が義務。その他の 1 級河川（濁川、滑津川、志賀川、八重久保川、瀬早川、香坂川、霞川、田子川、吉沢川、雨川、谷川、曾原川、馬坂川、抜井川、片貝川、百々川、小宮山川、倉沢川、大沢川、中沢川、宮川、堂ノ入川、布施川、中沢川、須釜川、石突川、鹿曲川、八丁地川、細小路川）は、努力義務とする。	第 8 節 水防活動計画 4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難誘導訓練等の実施 【第 6 編資料編】資料 1－10 に示す浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をすること。 なお、県の指定する河川（千曲川）は、実施が義務。その他の 1 級河川（湯川、濁川、滑津川、志賀川、八重久保川、瀬早川、香坂川、霞川、田子川、吉沢川、雨川、谷川、曾原川、馬坂川、抜井川、片貝川、百々川、小宮山川、倉沢川、大沢川、中沢川、宮川、堂ノ入川、布施川、中沢川、須釜川、石突川、鹿曲川、八丁地川、細小路川）は、努力義務とする。	P91 水位周知河川指定による修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第9節 要配慮支援計画 1 在宅者対策 （8）個別避難計画の作成 市は、民生児童委員、自主防災組織、福祉専門職、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、作成の同意を得た名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、<u>地域特有の課題に留意し</u>個別避難計画を作成する。<u>例えば、寒冷地における積雪や凍結、土砂災害による道路の分断といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理を図る。 加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の積極的な活用に取り組む。	第9節 要配慮支援計画 1 在宅者対策 （8）個別避難計画の作成 市は、民生児童委員、自主防災組織、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、作成の同意を得た名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成する。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理を図る。 <u>(追加)</u>	P94、95 国の防災基本計画、県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第20節 土砂災害等の災害予防計画 1 土砂災害に関する共通対策 （1）土砂災害警戒区域の位置、地形、地質等に関する情報提供（防災マップ等の作成・配布） （2）要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。 6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 市内には、<u>土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者関連施設がある。</u>	第20節 土砂災害等の災害予防計画 1 土砂災害に関する共通対策 （1）土砂災害警戒区域<u>域</u>の位置、地形、地質等に関する情報提供（防災マップ等の作成・配布） （2）要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所等</u>について防災対策を推進する。 6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所等</u>対策 市内には、<u>要配慮者関連施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。</u>	P119、121 国の防災基本計画、県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第28節 防災知識普及計画 3 学校等における防災教育の推進 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。 そのため、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をととして、防災教育を推進する。	第28節 防災知識普及計画 3 学校等における防災教育の推進 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育園、児童館（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。 そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をととして、防災教育を推進する。	P135、136 名称の修正及び追加

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第 2 編 風水害編）

新	旧	備考欄
第 29 節 防災訓練計画 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。 市は県及び防災関係機関と協力し、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との<u>連携</u>体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年 1 回以上実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。	第 29 節 防災訓練計画 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。 市は県及び防災関係機関と協力し、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との<u>協調</u>体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年 1 回以上実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。	P161 国の防災基本計画、県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第33節 ボランティア活動の環境整備 1 ボランティア活動の現状 本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、臼田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。 令和<u>6</u>年12月現在、センターへの登録状況の合計は、<u>93</u> 団体、個人 <u>31</u> 名で、総数は <u>2,413</u> 名である。	第33節 ボランティア活動の環境整備 1 ボランティア活動の現状 本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、臼田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。 令和<u>5</u>年<u>10</u>月現在、センターへの登録状況の合計は、<u>78</u> 団体、個人 <u>21</u> 名で、総数は <u>2,121</u> 名である。	P168 時点修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄																																																																										
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																																																											
第1節 非常参集職員の活動	第1節 非常参集職員の活動																																																																											
2 配備体制の決定及び配備指令の伝達	2 配備体制の決定及び配備指令の伝達	P253 文言の修正																																																																										
(1) 勤務時間内	(1) 勤務時間内																																																																											
エ 市長又は副市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部局長に配備指令を伝達するとともに、庁内連絡配信システムにより職員に周知する。(後掲「配備指令発令様式」参照)	エ 市長又は副市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部局長に配備指令を伝達するとともに、庁内放送により職員に周知する。(後掲「配備指令発令様式」参照)																																																																											
3 職員の参集	3 職員の参集	P255 職名の追加																																																																										
(1) 動員配備人員の一般的基準	(1) 動員配備人員の一般的基準																																																																											
<table><tr><td>部・課等</td><td>警戒一次体制</td><td>警戒二次体制</td><td>非常体制</td><td>緊急体制(全体)</td></tr><tr><td>活動の種類</td><td>情報収集</td><td>情報収集</td><td>避難情報を発信する場合</td><td>災害対策本部設置</td></tr><tr><td rowspan="5">福祉部</td><td>福祉課</td><td>0</td><td rowspan="4">2</td><td>1 8</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>子育て支援課</td><td>0</td><td>8</td><td>7</td><td>全職員</td></tr><tr><td>保育所</td><td>0</td><td>0</td><td>園長(副園長)</td><td>全職員</td></tr><tr><td>高齢者福祉課</td><td>0</td><td>1 7</td><td>5</td><td>全職員</td></tr><tr><td>臼田学園</td><td colspan="3">施設職員配置基準による</td><td>全職員</td></tr></table>	部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制	緊急体制(全体)	活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	福祉部	福祉課	0	2	1 8	全職員	全職員	子育て支援課	0	8	7	全職員	保育所	0	0	園長(副園長)	全職員	高齢者福祉課	0	1 7	5	全職員	臼田学園	施設職員配置基準による			全職員	<table><tr><td>部・課等</td><td>警戒一次体制</td><td>警戒二次体制</td><td>非常体制</td><td>緊急体制(全体)</td></tr><tr><td>活動の種類</td><td>情報収集</td><td>情報収集</td><td>避難情報を発信する場合</td><td>災害対策本部設置</td></tr><tr><td rowspan="5">福祉部</td><td>福祉課</td><td>0</td><td rowspan="4">2</td><td>1 8</td><td>全職員</td><td>全職員</td></tr><tr><td>子育て支援課</td><td>0</td><td>8</td><td>7</td><td>全職員</td></tr><tr><td>保育所</td><td>0</td><td>0</td><td>園長</td><td>全職員</td></tr><tr><td>高齢者福祉課</td><td>0</td><td>1 7</td><td>5</td><td>全職員</td></tr><tr><td>臼田学園</td><td colspan="3">施設職員配置基準による</td><td>全職員</td></tr></table>	部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制	緊急体制(全体)	活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	福祉部	福祉課	0	2	1 8	全職員	全職員	子育て支援課	0	8	7	全職員	保育所	0	0	園長	全職員	高齢者福祉課	0	1 7	5	全職員	臼田学園	施設職員配置基準による			全職員	
部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制	緊急体制(全体)																																																																								
活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置																																																																								
福祉部	福祉課	0	2	1 8	全職員	全職員																																																																						
	子育て支援課	0		8	7	全職員																																																																						
	保育所	0		0	園長(副園長)	全職員																																																																						
	高齢者福祉課	0		1 7	5	全職員																																																																						
	臼田学園	施設職員配置基準による			全職員																																																																							
部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制	緊急体制(全体)																																																																								
活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置																																																																								
福祉部	福祉課	0	2	1 8	全職員	全職員																																																																						
	子育て支援課	0		8	7	全職員																																																																						
	保育所	0		0	園長	全職員																																																																						
	高齢者福祉課	0		1 7	5	全職員																																																																						
	臼田学園	施設職員配置基準による			全職員																																																																							

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
5 本部の組織、運営等 本部の組織運営及び事務分掌は、佐久市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、<u>佐久市災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という）を開催</u>し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。 （5）本部員会議 ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに、本部員会議を<u>開催</u>する。	5 本部の組織、運営等 本部の組織運営及び事務分掌は、佐久市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、<u>本部員会議を本部の下に設置</u>し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。 （5）本部員会議 ア 本部長は、本部を設置したときは、直ちに、<u>佐久市災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設置</u>する。	P257 文言の修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第2節 災害直前活動 風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。 1 警報等の受領・伝達 気象警報・注意報等伝達先 <table><tr><td rowspan="2">気象警報・注意報の種類</td><td colspan="10">伝達先</td></tr><tr><td>生活環境課</td><td>子育て支援課</td><td>農政課</td><td>耕地林務課</td><td>観光課</td><td>土木課</td><td>都市計画課</td><td>学校教育課</td><td>生涯学習課</td><td>下水道課</td></tr><tr><td colspan="11">注意報</td></tr><tr><td>風雪</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>強風</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大雨</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>洪水</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>大雪</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>雷</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>乾燥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>濃霧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>雪崩</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>霜</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	気象警報・ 注意報 の種類	伝達先										生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課	注意報											風雪						○					強風			○	○		○					大雨			○	○		○	○			○	洪水			○	○		○	○			○	大雪			○	○		○	○				雷			○	○							乾燥											濃霧											雪崩											霜			○								第2節 災害直前活動 風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象注意報・警報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。 1 警報等の受領・伝達 気象警報・注意報等伝達先 <table><tr><td rowspan="2">注意報・警報の種類</td><td colspan="10">伝達先</td></tr><tr><td>生活環境課</td><td>子育て支援課</td><td>農政課</td><td>耕地林務課</td><td>観光課</td><td>土木課</td><td>都市計画課</td><td>学校教育課</td><td>生涯学習課</td><td>下水道課</td></tr><tr><td colspan="11">注意報</td></tr><tr><td>風雪</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>強風</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大雨</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>洪水</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>大雪</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>雷</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>乾燥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>濃霧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>雪崩</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>霜</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	注意報 ・警報の種類	伝達先										生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課	注意報											風雪						○					強風			○	○		○					大雨			○	○		○	○			○	洪水			○	○		○	○			○	大雪			○	○		○	○				雷			○	○							乾燥											濃霧											雪崩											霜			○								P271、272 文言の修正 脱字の修正
気象警報・ 注意報 の種類		伝達先																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課																																																																																																																																																																																																																																																																																				
注意報																																																																																																																																																																																																																																																																																														
風雪						○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
強風			○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大雨			○	○		○	○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
洪水			○	○		○	○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大雪			○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																							
雷			○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																										
乾燥																																																																																																																																																																																																																																																																																														
濃霧																																																																																																																																																																																																																																																																																														
雪崩																																																																																																																																																																																																																																																																																														
霜			○																																																																																																																																																																																																																																																																																											
注意報 ・警報の種類	伝達先																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課																																																																																																																																																																																																																																																																																				
注意報																																																																																																																																																																																																																																																																																														
風雪						○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
強風			○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大雨			○	○		○	○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
洪水			○	○		○	○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																				
大雪			○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																							
雷			○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																										
乾燥																																																																																																																																																																																																																																																																																														
濃霧																																																																																																																																																																																																																																																																																														
雪崩																																																																																																																																																																																																																																																																																														
霜			○																																																																																																																																																																																																																																																																																											

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新											旧											備考欄
着氷・ 着雪			○								着氷・ 着雪											P272 文言の修正
低温			○								低温											
融雪											融雪											
気象警 報・注意 報の種類	伝達先										気象注意 報・警報 の種類	伝達先										
	生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課		生活環境課	子育て支援課	農政課	耕地林務課	観光課	土木課	都市計画課	学校教育課	生涯学習課	下水道課	
警報											警報											
大雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大雨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
洪水	○	○	○	○		○	○	○	○	○	洪水	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
暴風		○	○	○	○	○	○	○	○	○	暴風		○		○	○	○	○	○	○	○	
暴風雪		○	○	○		○	○	○	○	○	暴風雪		○	○	○		○	○	○	○	○	
大雪		○	○	○		○	○	○	○	○	大雪		○	○	○		○	○	○	○	○	
その他											その他											
火災気象 情報											火災気象 情報											
2 警報等の住民に対する伝達活動											2 警報等の住民に対する伝達活動											
気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。											気象注意報・警報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。											

P272
文言の修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
5 災害の未然防止対策 （2）河川管理施設、農業用排水施設等 洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。 その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を河川管理者・警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。	5 災害の未然防止対策 （2）河川管理施設、農業用排水施設等 洪水の発生が予想される場合には、<u>ダム</u>、せき、水門等の適切な操作を行う。 その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を河川管理者・警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。	P273 ダムの管理については第24節 河川施設等災害予防計画 3 ダム対策による

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）			警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）			P274 長野地方気象台による 修正
特別警報・警報・注意報の種類		概 要	特別警報・警報・注意報の種類		概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があること示す警戒レベル5に相当。	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があること示す警戒レベル5に相当。	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から避難 <u>する</u> 必要 <u>があると</u> される警戒レベル3に相当。	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの <u>避難が必要とな</u> される警戒レベル3に相当。	
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> あげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要となされる警戒レベル3に相当。		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる重大な災害として</u> 、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要となされる警戒レベル3に相当。	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧				備考欄
(3) 警報・注意報発表基準一覧表 別表 警報・注意報発表基準一覧表 発表官署 長野地方気象台 (令和6年5月23日現在)				(3) 警報・注意報発表基準一覧表 別表 警報・注意報発表基準一覧表 発表官署 長野地方気象台 (令和5年6月8日現在)				P276 長野地方気象台による 修正
佐久市	府県予報区	長野県		府県予報区	長野県			
	一次細分区域	中部		一次細分区域	中部			
	市町村をまとめた地域	佐久地域		市町村をまとめた地域	佐久地域			
	大雨（浸水害）	表面雨量 指数基準	7	大雨（浸水害）	表面雨量 指数基準	7		
	大雨（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	100	大雨（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	100		
	洪水	流域雨量 指数基準	布施川流域＝7.2 濁川流域＝7.3 湯川流域＝24.5 中沢川流域＝4.5 片貝川流域＝7.2 滑津川流域＝19.4 志賀川流域＝13.1 雨川流域＝9.8 谷川流域＝5.9 鹿曲川流域＝17.5 細小路川流域＝8.2 八丁地川流域＝13.1	洪水	流域雨量 指数基準	布施川流域＝7.2 濁川流域＝7.3 湯川流域＝24.5 中沢川流域＝4.5 片貝川流域＝7.2 滑津川流域＝19.4 志賀川流域＝13.1 雨川流域＝9.8 谷川流域＝5.9 鹿曲川流域＝17.5 細小路川流域＝8.2 八丁地川流域＝13.1		
		複合基準 ＊1	布施川流域＝（7，7） 湯川流域＝（5，23.6） 中沢川流域＝（7，4） 滑津川流域＝（5，19.2） 志賀川流域＝（5，12.9） 雨川流域＝（5，8.8） 谷川流域＝（5，5.9） 鹿曲川流域＝（7，12.9） 千曲川流域＝（7，37.1）		複合基準 ＊1	布施川流域＝（7，7） 湯川流域＝（5，23.6） 中沢川流域＝（7，4） 滑津川流域＝（5，19.2） 志賀川流域＝（5，12.9） 雨川流域＝（5，8.8） 谷川流域＝（5，5.9） 鹿曲川流域＝（7，12.9） 千曲川流域＝（7，37.1）		
		指定河川 洪水予報	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		指定河川 洪水予報	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		
	暴風	平均風速	平均風速 17m/s	暴風	平均風速	平均風速 17m/s		
	暴風雪	平均風速	平均風速 17m/s 雪を伴う	暴風雪	平均風速	平均風速 17m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 cm	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 cm		
注意報	大雨	表面雨量 指数基準	5	大雨	表面雨量 指数基準	5		
		土壌雨量 指数基準	76		土壌雨量 指数基準	79		
	洪水	流域雨量 指数基準	布施川流域＝5.7 濁川流域＝5.8 湯川流域＝19.6 中沢川流域＝3.6 片貝川流域＝5.7 滑津川流域＝15.5 志賀川流域＝10.4 雨川流域＝7.8 谷川流域＝4.7 鹿曲川流域＝14 細小路川流域＝6.5 八丁地川流域＝10.4	洪水	流域雨量 指数基準	布施川流域＝5.7 濁川流域＝5.8 湯川流域＝19.6 中沢川流域＝3.6 片貝川流域＝5.7 滑津川流域＝15.5 志賀川流域＝10.4 雨川流域＝7.8 谷川流域＝4.7 鹿曲川流域＝14 細小路川流域＝6.5 八丁地川流域＝10.4		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧				備考欄	
		複合基準 ＊1	布施川流域＝（5，5.5） 湯川流域＝（5，15.7） 中沢川流域＝（5，2.9） 片貝川流域＝（5，4.5）滑津川流域＝（5，15.5） 志賀川流域＝（5，8.3）雨川流域＝（5，7.8）谷川流域＝（5，4.7） 鹿曲川流域＝（5，9.6）細小路川流域＝（5，5.2） 千曲川流域＝（5，33.4）			複合基準 ＊1	布施川流域＝（5，5.5） 湯川流域＝（5，15.7） 中沢川流域＝（5，2.9） 片貝川流域＝（5，4.5）滑津川流域＝（5，15.5） 志賀川流域＝（5，8.3）雨川流域＝（5，7.8）谷川流域＝（5，4.7） 鹿曲川流域＝（5，9.6）細小路川流域＝（5，5.2） 千曲川流域＝（5，33.4）		
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]			指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]		
	強風	平均風速	平均風速 13m／s		強風	平均風速	平均風速 13m／s		
	風雪	平均風速	平均風速 13m／s 雪を伴う		風雪	平均風速	平均風速 13m／s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm		大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上			融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上			
	濃霧	視程	100m		濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 20％で実効湿度 55％ ＊2			乾燥	最小湿度 20％で実効湿度 55％ ＊2			
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上			なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上			
	低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)			低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			
	着氷	著しい着氷が予想される場合			着氷	著しい着氷が予想される場合			
	着雪	著しい着雪が予想される場合			着雪	著しい着雪が予想される場合			
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
2 水防法に基づくもの (1) 洪水予報			2 水防法に基づくもの (1) 洪水予報			P278 長野地方気象台による 修正
種 類	情報名	発 表 基 準	種 類	情報名	発 表 基 準	
洪水 警 報	氾濫発生情報	洪水予想区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	洪水 警 報	氾濫発生情報	洪水予想区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または <u>水位が急激に上昇し、3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき、(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき、(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
洪水 注 意 報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水 注 意 報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
3 その他の情報 (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の留意点が解説する場合等に発表される。雨を要因とする			3 その他の情報 (3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表			P280 長野地方気象台による 修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</u> (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている<u>場所を</u>キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 (6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県中部など）</u>で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の地域対象と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。	されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状<u>の</u>降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 <u>(追加)</u> (5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっているキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 (6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、<u>県発表単位で</u>気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の地域対象と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。	P281 長野地方気象台による修正 P281 長野地方気象台による修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第3節 災害情報の収集・連絡活動 ◎佐久市の災害情報連絡系統 (4) 農業関係被害状況報告（様式第5号） ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 (23) 水防情報 雨量・水位の通報 (注) ——— は、オンライン又は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - はファクシミリによる伝達を示す。 は長野県水防情報システムを示す。 - · - は統一河川情報システムを示す。 ····· は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。	第3節 災害情報の収集・連絡活動 ◎佐久市の災害情報連絡系統 (4) 農業関係被害状況報告（様式第5号） ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 (23) 水防情報 雨量・水位の通報 ——→ はNTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - → はファクシミリによる伝達を示す。 → は長野県水防情報システムを示す。 - · - → はHP「川の防災情報」(統一河川情報システムによる補助的伝達系統である)	P296 機関名の修正 P303 県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第２編 風水害編）

新	旧	備考欄
第４節 広域相互応援活動 災害発生時において、その規模及び被害状況等から佐久市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。 なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。 また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	第４節 広域相互応援活動 災害発生時において、その規模及び被害状況等から佐久市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。 なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。 また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。 <u>(追加)</u>	P321 県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新							旧							備考欄
第5節　ヘリコプターの活用計画							第5節　ヘリコプターの活用計画							P325 運航終了のため削除
1　県消防防災ヘリコプターの出動要請							1　県消防防災ヘリコプターの出動要請							
種　類	機　種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	種　類	機　種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送	
消防防災ヘ リコプター	ベル 412E PI	15	○	○	○		消防防災ヘ リコプター	ベル 412E PI	15	○	○	○		
県警ヘリコ プター	<u>(削除)</u>						県警ヘリコ プター	<u>ユーロコプ ター A S 365 N3</u>	<u>13</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	
	アグスタ AW139	17	○		○	○		アグスタ AW139	17	○		○	○	
広域航空消 防応援ヘリ	各　種	各種	○	○	○	○	広域航空消 防応援ヘリ	各　種	各種	○	○	○	○	
自衛隊ヘリ コプター	各　種	各種	○	○	○		自衛隊ヘリ コプター	各　種	各種	○	○	○		
ドクターヘ リ		6					ドクターヘ リ		6					

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第10節 要配慮者に対する応急活動 7 避難場所での生活環境整備 （3）避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>なお、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u>	第10節 要配慮者に対する応急活動 7 避難場所での生活環境整備 （3）避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>（追加）</u>	P353 県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新				旧				備考欄
第 13 節 避難収容及び情報提供活動				第 13 節 避難収容及び情報提供活動				P360～362 県の地域防災計画に合わせて修正
1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」とする。） （1）実施機関				1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」とする。） （1）実施機関				
避難指示の実施機関、根拠等				避難指示の実施機関、根拠等				
実施事項	機関等	根拠	対象災害	実施事項	機関等	根拠	対象災害	
高齢者等避難	市長	災害対策基本法 第 56 条	災害全般	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
避難指示	市長	災害対策基本法 第 60 条第 1 項	災害全般	避難指示	市長	災害対策基本法 第 60 条	災害全般	
	知事	災害対策基本法 第 60 条第 6 項	災害全般		(追加)	(追加)	(追加)	
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水		水防管理者	水防法第 29 条	洪水	
	知事又はその命 を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条	洪水及び 地すべり		知事又はその命 を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条	洪水及び 地すべり	
	警察官	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条	災害全般		警察官	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条	災害全般	
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般		自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般	
緊急安全 確保	市長	災害対策基本法 第 60 条第 3 項	災害全般	緊急安全 確保	市長	災害対策基本法 第 60 条第 3 項	災害全般	
	知事	災害対策基本法 第 60 条第 7 項	災害全般		(追加)	(追加)	(追加)	
	警察官	災害対策基本法 第 61 条	災害全般		(追加)	(追加)	(追加)	
避難所の 開設、収容	市長			避難所の 開設、収容	市長			
(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味 ア 「高齢者等避難」とは、災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供やその他必要な配慮をすることをいう。				(2) 高齢者等避難、避難指示の意味 ア 「高齢者等避難」とは、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。				

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
イ 「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。</u> ウ 「緊急安全確保」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、<u>避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。</u> (3) <u>措置及び避難指示等の基準</u>			イ 「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに<u>発せられ、住民を避難のため立退きを指示することをいう。</u> <u>(新設)</u> (3) 避難指示等の基準			
区分	発令時の状況	住民に求める行動	区分	発令時の状況	住民に求める行動	
高齢者等避難	○ <u>災害リスクのある区域等の高齢者（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）が危険な場所から避難するべき状況</u>	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・上記以外の人 <u>も不要不急の</u> 外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難	○ <u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・上記以外の人 <u>も必要に応じ、</u> 外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新			旧			備考欄
緊急 安全 確保	○前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生している状況	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急 安全 確保	○前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生している状況	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	
(5) 住民への周知 ア 区・自主防災組織による伝達 避難指示等^等の伝達は、原則として、区あるいは自主防災組織を通じて行う。 避難指示等がなされた場合は、当該地区内の区長又は自主防災組織の長に連絡し、区の組織等を通じて住民に伝達する。なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め、戸別に伝達する。			(5) 住民への周知 ア 区・自主防災組織による伝達 避難指示の伝達は、原則として、区あるいは自主防災組織を通じて行う。 避難指示等がなされた場合は、当該地区内の区長又は自主防災組織の長に連絡し、区の組織等を通じて住民に伝達する。なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め、戸別に伝達する。			

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第 2 編 風水害編）

新	旧	備考欄
第 24 節 災害広報活動 1 住民等への的確な情報の伝達 （1）天気予報<u>及び</u>気象警報・<u>注意報</u>等を収受した場合 ア 天気予報<u>及び</u>気象警報・<u>注意報</u>等の内容	第 24 節 災害広報活動 1 住民等への的確な情報の伝達 （1）天気予報・気象警報等を収受した場合 ア 天気予報・気象警報等の内容	P416 長野地方気象台による 修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第25節 土砂災害等応急活動 1 大規模土砂災害対策 大規模な土砂災害が急迫している状況において、国、県から<u>通知される土砂災害緊急</u>情報を<u>住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</u> 2 地すべり等応急活動 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示<u>等</u>の応急活動を実施する。	第25節 土砂災害等応急活動 1 大規模土砂災害対策 <u>(1) 危険箇所周辺の警戒監視</u> 大規模な土砂災害が急迫している状況において、国、県から情報<u>提供を受け、適切に住民の避難指示の判断等を行う。</u> <u>(2) 避難誘導</u> <u>警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示の処置を講ずる。</u> 2 地すべり等応急活動 (2) 避難誘導 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示の応急活動を実施する。	P418 県の防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第31節 農林水産物災害応急活動 1 農産物災害応急対策 （1）応急対策活動 ア 農業農村支援センター、<u>農業協同組合等</u>と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。 エ <u>農業協同組合等</u>の協力を得て、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のための作目別の応急対策の実施について指導するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。	第31節 農林水産物災害応急活動 1 農産物災害応急対策 （1）応急対策活動 ア 農業農村支援センター、<u>農協等関係機関</u>と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。 エ <u>農協等</u>の協力を得て、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のための作目別の応急対策の実施について指導するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。	P441 機関名の修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第32節 文教活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、<u>幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所</u>、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という）における<u>園児及び</u>児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、災害発生後の応急教育（保育）を速やかに行う。 6 保育<u>所</u>における措置 保育<u>所</u>における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。	第32節 文教活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、<u>保育園、幼稚園</u>、小学校及び中学校（以下この節において「学校」という）における児童生徒、<u>園児</u>（以下、この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を図るとともに、災害発生後の応急教育（保育）を速やかに行う。 6 保育<u>園</u>における措置 保育<u>園</u>における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。	P443、446 名称の追加、変更

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第34節 ボランティアの受入れ体制 1 ボランティア活動の支援 （1）受入体制等の整備 イ 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、<u>災害状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を支援活動をしているボランティア関係団体等と共有し</u>広報に努める。	第34節 ボランティアの受入れ体制 1 ボランティア活動の支援 （1）受入体制等の整備 イ 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、<u>ボランティア情報の</u>広報に努める。	P448 国の防災基本計画、県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第4章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者等の生活再建等の支援 1 住宅対策 (1) 災害復興住宅建設等補助金 <u>一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、県が利子相当額の一部を助成する。市は、被災者に対し説明会等により周知を行う。また、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。</u>	第4章 災害復旧・復興計画 第5節 被災者等の生活再建等の支援 1 住宅対策 (1) 災害復興住宅建設等補助金 <u>住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会を行い、申込みに必要な罹災証明の発行を行う。</u>	P558 文言の修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第 3 編 震災編）

新	旧	備考欄
第 2 章 災害予防計画 第 24 節 農林水産物災害予防計画 1 農産物災害予防計画 （1）農業農村支援センター、<u>農業協同組合等</u>と連携し、農水産業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。	第 2 章 災害予防計画 第 24 節 農林水産物災害予防計画 1 農産物災害予防計画 （1）農業農村支援センター、<u>農協等</u>と連携し、農業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。	P686 機関名の修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新					旧					備考欄
第3章 災害応急対策計画					第3章 災害応急対策計画					
第1節 非常参集職員の活動					第1節 非常参集職員の活動					
1 活動体制					1 活動体制					
災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					災害応急対策に対処するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。					
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	災害対策本部設置	
警戒一次体制	○総務部、企画部、経済部、建設部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、総務部長が配備の必要があると認めたとき。	なし	警戒一次体制	○総務部、企画部、経済部、建設部職員及び支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び支所総務税務係職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度4の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、総務部長が配備の必要があるとき。	なし	
警戒二次体制	○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロールを行う。	右の基準に該当したときから市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、総務部長が配備の必要があると認めたとき。	市長が必要と認めたとき設置	警戒二次体制	○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロールを行う。	右の基準に該当したときから市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○警戒一次体制の状況下で市長が必要と認めたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、総務部長が配備の必要があるとき。	市長が必要と認めたとき設置	

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新					旧					備考欄
	○状況により、緊急部長会議を招集する。	行したときまで				○状況により、緊急部長会議を招集する。	行したときまで			
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度5強の地震が発生したとき ○警戒二次体制の状況下で市長が必要と認めたととき ○その他市長が必要と認めたととき	自動的に設置	非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで	○市域に震度5強の地震が発生したとき ○警戒二次体制の状況下で市長が必要と認めたととき ○その他市長が必要と認めたととき	自動的に設置	
緊急体制（全体）	○災害発生時の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模な災害に対処する体制とする。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めた	○特別警報が発表されたとき ○市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他市長が必要と認めたととき ○市全域にわたり大規模な災害が発生し	自動的に設置	緊急体制（全体）	○災害発生時の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模な災害に対処する体制とする。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めた	○特別警報が発表されたとき ○市域に震度6強以上の地震が発生したとき ○その他市長が必要と認めたととき ○市全域にわたり大規模な災害が発生した	自動的に設置	P752 実態に合わせた変更 （佐久市での想定最大震度は6弱のため）

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新					旧					備考欄
	○市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	とき及び他の体制に移行したときまで	た場合で、市長が必要と認めたとき			○市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	とき及び他の体制に移行したときまで	場合で、市長が必要と認めたとき		

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新	旧	備考欄
第29節 農林水産物災害応急活動 1 農産物災害応急対策 (1) 農業農村支援センター、<u>農業協同組合等</u>と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。 (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を<u>農業農村支援センター、農業協同組合等</u>と連携を取り、速やかに農業者に次の事項を周知徹底する。	第29節 農林水産物災害応急活動 1 農産物災害応急対策 (1) 農業農村支援センター、<u>農協等関係機関</u>と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。 (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を<u>農業改良普及センター、農協等関係機関</u>と連携を取り、速やかに農業者に次の事項を周知徹底する。	P786 機関名の修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新	旧	備考欄
第30節 文教活動 <u>幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、</u>小学校、中学校、（以下この節において「学校」という）は、多くの<u>園児</u>及び児童生徒を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。	第30節 文教活動 <u>保育園、幼稚園、</u>小学校、中学校、（以下この節において「学校」という）は、多くの<u>幼児</u>及び児童生徒を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。	P787 名称の追加

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災編）

新	旧	備考欄
第5章 東海地震に関する事前対策計画 第8節 児童生徒等の保護活動計画 警戒宣言の発令は授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、<u>幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所</u>、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素からその対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言発令時は保護者等と密接な連携を図り、<u>園児</u>及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。	第5章 東海地震に関する事前対策計画 第8節 児童生徒等の保護活動計画 警戒宣言の発令は授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、<u>幼稚園、保育園</u>、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素からその対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言発令時は保護者等と密接な連携を図り、<u>幼児</u>及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。	P962 名称の追加

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧	備考欄
第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 5 広域的応援体制 浅間山火山防災協議会の情報伝達系統図	第3章 災害応急対策計画 第1節 非常参集職員の活動 5 広域的応援体制 浅間山火山防災協議会の情報伝達系統図	P1155 県の地域防 災計画に合 わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山編）

新	旧	備考欄
第2節 災害発生直前の対策 2 火山情報の伝達系統 ○噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）等伝達系統図	第2節 災害発生直前の対策 2 火山情報の伝達系統 ○噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）等伝達系統図	P1183 県の地域防災計画に合わせて修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第４編 火山編）

新	旧	備考欄
第７節 避難収容活動 １ 避難活動体制 市長は、火山現象に異状が確認され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に住民及び観光客等に対して避難指示等を発令し、避難者を誘導する。 避難を指示するときは、避難場所を明示し、所定の伝達体制により住民等に伝達する。	第７節 避難収容活動 １ 避難活動体制 市長は、火山現象に異状が確認され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に住民、<u>登山者</u>及び観光客等に対して避難指示等を発令し、避難者を誘導する。 避難を指示するときは、避難場所を明示し、所定の伝達体制により住民等に伝達する。	P1188 実態に合わせた修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第5編 その他災害対策編）

新	旧	備考欄
第1節 雪害対策 第2 災害応急対策計画 1 警報等の伝達活動 （1）長野地方気象台の雪に関する気象<u>警報・注意報</u>及び警報等の発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 （略） （注） 1 <u>気象警報・注意報</u>はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな<u>気象警報・注意報</u>が発表されるときは、これまで継続中の<u>気象警報・注意報</u>は自動的に解除され、又は更新されて新たな<u>気象警報・注意報</u>に切り替えられる。 （2）情報の伝達 （1）の予警報<u>気象警報・注意報</u>を受領したときは、関係部長に伝達するとともに、住民への広報活動により、周知する。具体的な伝達系統等については、第2編第3章第2節「災害直前活動」による。	第1節 雪害対策 第2 災害応急対策計画 1 警報等の伝達活動 （1）長野地方気象台の雪に関する気象注意報<u>及び警報</u>等の発表基準 （略） （注） 1 <u>注意報・警報</u>はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな<u>注意報・警報</u>が発表されるときは、これまで継続中の<u>注意報・警報</u>は自動的に解除され、又は更新されて新たな<u>注意報・警報</u>に切り替えられる。 （2）情報の伝達 （1）の予警報を受領したときは、関係部長に伝達するとともに、住民への広報活動により、周知する。具体的な伝達系統等については、第2編第3章第2節「災害直前活動」による。	P1352、P1353 長野地方気象台による 修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第5編 その他災害対策編）

新	旧	備考欄																
第8節 原子力災害対策 7 飲料水・飲食物の摂取制限等 (3) 飲食物摂取制限に関する指標 <table><tr><td>対象</td><td>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I－131）</td></tr><tr><td>飲料水</td><td>300 ベクレル／キログラム以上</td></tr><tr><td>牛乳・乳製品</td><td>（乳児は 100 ベクレル／キログラム以上）</td></tr><tr><td>野菜類（根菜・芋類を除く）</td><td>2,000 ベクレル／キログラム以上</td></tr></table> （原子力安全委員会防災災害対策指針、厚生労働省通知より）	対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I－131）	飲料水	300 ベクレル／キログラム以上	牛乳・乳製品	（乳児は 100 ベクレル／キログラム以上）	野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000 ベクレル／キログラム以上	第8節 原子力災害対策 7 飲料水・飲食物の摂取制限等 (3) 飲食物摂取制限に関する指標 <table><tr><td>対象</td><td>放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I－131）</td></tr><tr><td>飲料水</td><td>300 ベクレル／キログラム以上</td></tr><tr><td>牛乳・乳製品</td><td>（乳児は 100 ベクレル／キログラム以上）</td></tr><tr><td>野菜類（根菜・芋類を除く）</td><td>2,000 ベクレル／キログラム以上</td></tr></table> （原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知より）	対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I－131）	飲料水	300 ベクレル／キログラム以上	牛乳・乳製品	（乳児は 100 ベクレル／キログラム以上）	野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000 ベクレル／キログラム以上	P1395 組織改正に伴う修正
対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I－131）																	
飲料水	300 ベクレル／キログラム以上																	
牛乳・乳製品	（乳児は 100 ベクレル／キログラム以上）																	
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000 ベクレル／キログラム以上																	
対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I－131）																	
飲料水	300 ベクレル／キログラム以上																	
牛乳・乳製品	（乳児は 100 ベクレル／キログラム以上）																	
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000 ベクレル／キログラム以上																	